

東京学芸大学附属国際中等教育学校における教育職員等による SNS、電子メール等を用いた
生徒および保護者等への連絡に関するガイドライン

令和 4 年 10 月 1 日

校長決定

- ① 私的連絡は、いかなる媒体を使っても生徒及び保護者・生計維持者にしてはならない。
- ② 公的連絡であっても、私的 SNS 等を使った生徒及び保護者・生計維持者への連絡を一切禁止する。
- ③ office メールや Teams を用いて生徒及び保護者に公的な連絡をとる場合、CC やメンバーに副校長を入れる。
- ④ Teams のチャット機能を用いて生徒個人、又は保護者・生計維持者個人に公的な連絡をとる場合、チャットの参加者に副校長を加える。
- ⑤ 生徒個人、又は保護者・生計維持者個人と Web 会議（Teams のビデオ会議、Zoom）を行う場合には、所定の書式を前日までに管理職に提出して承認を得る。